

金沢市立緑中学校 P T A 会 則

第一章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、金沢市立緑中学校 P T A と称し、事務所を同校内におく。

第二章 目的

第 2 条 本会は、学校と家庭との協力を一層緊密にし、教育の理解と振興を図るとともに学校内外の教育的環境を整備し、生徒の福祉増進に寄与することを目的とする。

第三章 方針

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するための、民主的教育団体として活動する。

第四章 会 員

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 本校に在籍する生徒の保護者。
2. 本校に勤務する教職員。

第五章 会 計

第 5 条 1. 本会の経費は会費及びその他の収入によってまかなわれる。
2. 会費の額は、総会において承認を得るものとする。
3. 会費は月ごとに納めることとする。但し、特別の事情のある場合は、免除又は減額することが出来る。

第 6 条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第六章 役 員

第 7 条 本会に次の役員をおく。

- 会 長 一 名
- 副会長 若干名
- 書 記 二 名以上（保護者一名以上、教職員一名以上）
- 会 計 三 名（保護者二名、教職員一名）

第 8 条 役員任期は一年とする。但し、再任はさまたげない。

第 9 条 役員は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その代理をつとめる。
3. 書記は、会務に必要な庶務を行う。
4. 会計は、会計事務一切をつかさどり、会計監査を経て決算報告をする。

第七章 顧 問

第 10 条 本会に顧問をおくことが出来る。

顧問は会長が推挙し、実行委員会にはかり総会に報告する。

第八章 会計監査委員

第 11 条 本会の会計を監査するため、二名の会計監査委員をおく。

同委員は他の役員を兼務できないものとする。

第九章 総 会

第 12 条 総会は全会員の過半数(委任状を含む)をもって成立し、定期総会は四月又は五月に開催する。

定期総会においては次のことを行う。

1. 前年度事業報告
2. 会計監査報告
3. 新年度役員及び会計監査委員の承認
4. 年間事業計画及び予算の審議、決定
5. その他、重要事項の審議、決定

第13条 臨時総会は実行委員会が必要と認めた場合及び会員の十分の一以上の要求があった場合に、会長が招集しなければならない。

第14条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第十章 役員、常任委員、会計監査委員の選出

第15条 役員、常任委員、会計監査委員の選出は、指名委員会で行う。

1. 指名委員会の構成は次の通りとする。

①常任委員会の委員長（学習、文化、保健体育、地区）

②学習委員会、文化委員会、保健体育委員会の学級委員より各一名。
地区委員会より二名。

③役員若干名。

④教職員一名。

2. 指名委員会の委員長は、前項の委員長から互選する。

第16条 役員に欠員が生じたときは、その補充は実行委員会が行う。

第十一章 実行委員会

第17条 実行委員会は、役員、各常任委員会及び教職員若干名で構成する。

第18条 実行委員会の任務は次の通りとする。

1. P T A活動の運営。

2. 常任委員会の立案事項の審議及び承認。

3. 総会に提出する議案の作成。

第19条 本会は実行委員の過半数の出席を要する。

第十二章 常任委員会

第20条 本校のP T A活動に必要な事項について調査、研究、立案する為に次の常任委員会をもうける。

1. 学習委員会

学習委員会は、学級経営に協力し学習効果の促進と進路指導に協力する。

2. 文化委員会

文化委員会は、会員の研修と会報を発行し、生徒の文化活動に協力する。

3. 保健体育委員会

保健体育委員会は、会員相互の福利厚生及び学校の保健活動に協力し、生徒の体位向上に協力する。

4. 地区委員会

地区委員会は、各町より選出される地区委員をもって構成され、生徒の校外における生活指導及び地区内の会員相互の連絡活動にあたる。

第21条 学習委員会、文化委員会、保健体育委員会の各委員は、各学級一名選出する。

第十三章 会則改正

第22条 本会則の改正は、総会において出席者の過半数の賛成を要する。

付 則

昭和五七年五月十三日 実施

平成 四年五月十三日 一部改正実施

平成十四年五月 十日 一部改正実施

平成十八年五月十一日 一部改正実施

平成二五年四月二〇日 一部改正実施